

千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第25号

千葉市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉市建築関係手数料条例（平成12年千葉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の項、2の項、4の項から6の項まで、9の項及び9の2の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表15の項手数料の額の欄を次のように改める。

180,000円。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合

120,000円

(2) 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合

140,000円

別表18の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める。

別表39の2の項及び39の3の項中「行う」を「増築等を含む工事を行う場合の」に改め、「既存建築物」の次に「の増築等」を加える。

別表39の3の2の項を同表39の3の6の項とし、同表39の3の項の次に次のように加える。

39の3の2 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の	既存建築物の用途の変更に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	120,000円
--	-----------------------------------	----------

<p>工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</p>		
<p>39の3の3 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物の用途の変更に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>39の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>39の3の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>160,000円</p>

に使用する場合の 許可の申請に対す る審査		
-----------------------------	--	--

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。